



令和2年国勢調査実施状況

(災害・感染症等の発生・拡大時における対応)

SUSTAINABLE GOALS





















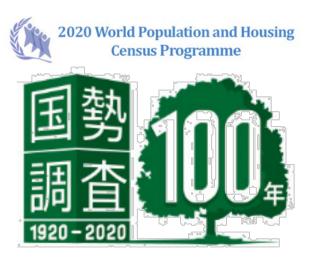












令和4年9月 総務省統計局国勢統計課

令和2年国勢調査の実施概要

調査期日 令和 2 年(2020年)10月 1 日(木)午前零時現在

調査対象 令和2年(2020年)10月1日現在、我が国に常住するすべての人(回答義務有り)

調査方法 調査員が全世帯を訪問し、面接の上で調査票等の調査書類一式を配布

調査票の回収は オンライン(インターネット回答)、郵送、調査員

調査期間 令和2年9月14日~10月20日(調査票の提出期限は10月7日)

新型コロナウイルス感染症・7月豪雨の影響により153市町村で調査期間を延長

- ・151市町村において1か月延長(11月20日まで)
- ・球磨村 2か月延長(12月20日まで)※調査書類の配布開始を11月14日に延期
- ・人吉市 4か月延長(翌年2月20日まで) ※調査書類の配布開始を翌年1月14日に延期



非接触の調査方法の導入

新型コロナウイルス感染症の発生・感染拡大を防止するため、地域の実情に応じて、世帯と調査 員が対面しない非接触の調査方法(調査書類の配布や調査票の回収)により実施

※調査員の事務の簡略化にもつながる

調査書類の配布

本来は、世帯の方と面接・説明の上、調査回答を依頼するとともに、調査書類を配布



説明はインターホン越しに短く行い、郵便受け等を 使って、世帯と面接せずに調査書類を配布





調査票の回収

インターネット回答の積極的な活用を推進するとと もに、インターネット回答が難しい場合は調査員と 接触しない郵送提出を広報啓発活動を通じて依頼





できる限り調査員と世帯の接触を避けていただくよう広報啓発活動を展開



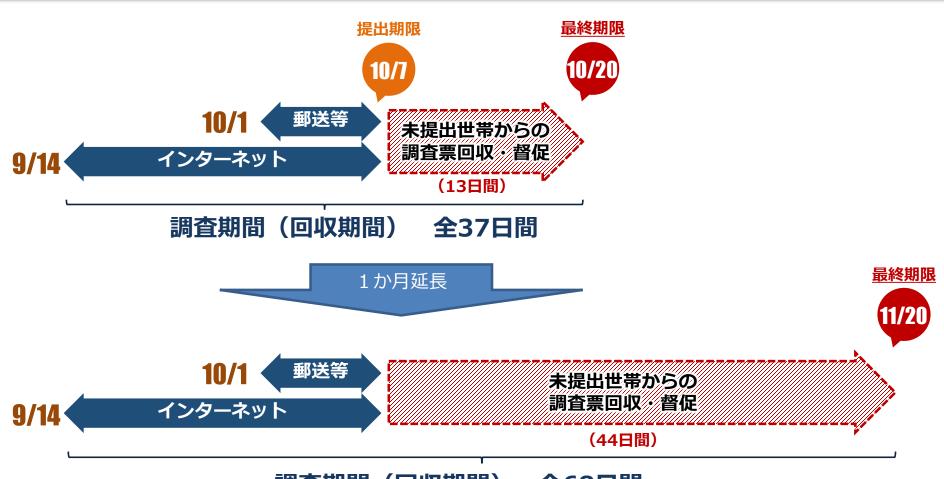
調査書類の配布期間の延長

9月14日から20日までの7日間としている調査書類の配布期間について、弾力的に運用し、<u>配布</u>期間を9月14日から30日までの最大17日間に延長



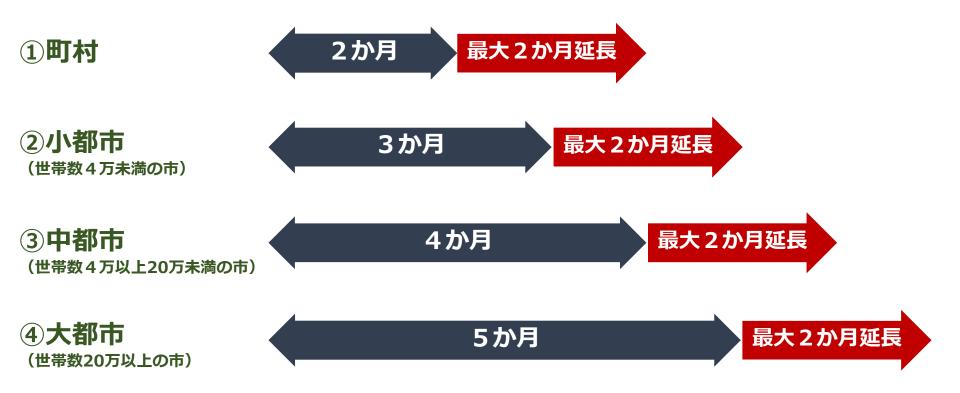
調査期間(調査票の回収期間)の延長

10月20日までとしている<u>調査期間(調査票の回収期間)を</u>、一部の地域について、<u>11月20日ま</u> <u>で1か月延長</u>



審査期間の延長

世帯が回答した調査票は、調査期間終了後、市区町村において審査を行うが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、審査体制の確保が厳しい状況。調査結果の精度に密接に関係する事務であり、統計の品質維持及び市区町村の事務負担軽減を図るため、<u>審査期間を最大2か月延長</u>



令和2年国勢調査 公表スケジュールの変更

(参考)

	令和3年(平成28年)													令和4年(平成29年)											
	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月		
令和2年調査(従前)											●人口移動集計(男女年齢)		● 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一							●抽出詳細集計					
令和2年調査(変更後)	Ļ				●人口速報集計	10	報集計 ついて か月の		<u>人</u> (三人口)	●人口等基本集計			●人口移動集計(男女年齢)			●就業状態等基本集計		●従業地・通学地集計	●人口移動集計(就業状態)		最終公 H27調 同時期	査と	●抽出詳細集計		
【参考】平成	●人口速報集計				●抽出速報集計				●人口等基本集計			●人口移動集計			●就業状態等基本集計		●従業地・通学地集計	●人口移動集計		●世帯構造等基本集計 ※			●抽出詳細集計		